

平成31年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成31年3月12日 午前10時00分 開会
午後 2時15分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	保健福祉部理事	中井浩子
教育部長	岸本俊博	教育委員会理事	吉川正人
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 11番 西井 覚 13番 吉村 優子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

川村副議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。

それに先立ちまして、東日本大震災から8年を迎えるに当たり、改めて犠牲となられました方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

では、一般質問に移らせていただきます。今回は3つ柱がございます。1つは、公正な公共事業を進めるに当たっての改善点についてでございます。主に葛城市暴力団排除条例、この点に焦点を当てて質問させていただきます。

2つ目は、葛城市の水道事業の将来についてということであります。県下で水道料金が最も安い葛城市水道事業が、現在奈良県が進めております広域化の中でどうなっていくのか。市民生活に直結する問題でありますので、この点について質問させていただきます。

3つ目は、保育士の確保ということでございます。今、全国で保育士不足が深刻になりつつあります。保育施設があっても保育士が確保できないために待機児童が生まれているという事態が全国で起きております。この秋には保育料が無償化になるということで、ますますこの問題が深刻になるかと思えます。この点について、葛城市としてどう対処していくかについて質問させていただきます。

これよりの質問は、質問席にて一問一答方式にてさせていただきます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 では、最初の質問に移ります。さて、道の駅かつらぎ建設事業の工事を巡る官製談合及び贈収賄事件におきまして、前副市長及び相手方の建設会社の実質的経営者及び元役員に刑事処分が下されました。事件発覚の発端は、日本共産党前市会議員の白石栄一氏を含む5名の市民が、建物移転補償において不透明な追加補償や架空工事による不正支出があること、多くの職員が虚偽公文書を作成していることなどについて、住民監査請求を一昨年8月に起こしたことにあります。その住民監査請求に基づく監査委員の勧告が一昨年10月に市長に通知されました。阿古市長は、市庁舎内での調査に限界があることから、翌年2月に6名の職員を告発して、真相究明を捜査当局に委ねたのであります。その捜査の中で、先ほど申し上げました官製談合及び贈収賄事件が発覚したのであります。

そこで質問いたします。我が党は、葛城市における官製談合及び贈収賄事件の真相を知る

ために、裁判の傍聴を行ってまいりました。葛城市においても傍聴されたものと存じますが、傍聴記録などの報告を理事者は受けておられるのでしょうか。あるいは正式な裁判記録を入手されていますか、お答え願います。

川村副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

前副市長が被告人となりました裁判の公判記録につきましては、奈良県市町村総合事務組合が奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例に基づきまして、同組合が生野前副市長に対する副市長在任期間中の退職手当の返納を命ずるを進めていくために、本市が奈良地方検察庁に対して公判記録入手に向けての進められているところでございます。また、傍聴記録につきましては、平成30年12月18日の第2回公判及び平成31年2月1日の判決におきまして、市職員が傍聴いたしまして、やりとりの記録をしております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 公判記録を手に入れられるということですから、詳しいことはそこで正式にわかろうかと思えます。

さて、私も傍聴に行きましたけれども、1月16日の公判を傍聴した際に、前副市長の生野被告人から衝撃的な発言がありました。翌日の読売新聞朝刊は次のように伝えております。読み上げます。被告人質問で、生野被告は、副市長だった2015年7月、8月の2回、市役所の応接室などで生野被告人への贈賄罪で公判中の建設会社栄和建設の実質的経営者らの、氏名は伏せておきますが、働きかけがあったことを説明した。栄和建設に落札させなければ、当時の山下和弥市長を市長からおろすと圧力をかけられた。市長に報告したところ、次の仕事をしてもらったらと言われたとし、当時の心境を、1年後に市長選挙があり、妨害があるかもしれないと思ったと読売新聞記事は紹介しております。その公判においては、更に裁判官は、圧力をかけに来た栄和建設の実質的経営者ら2名の人物名を一人一人挙げて、それぞれの人物について前副市長の生野被告人がどのような認識を持っていたかを尋ねたのであります。その答えに対して生野被告人は、その2人の人物を反社会的勢力の一員であると認識していたと答えたのであります。まさに葛城市政の中枢部に反社会的勢力の影響が及び、前市長や前副市長がこうした反社会的勢力の脅しに屈服していたことが明らかになった瞬間であります。

そこで質問してまいります。一昨年9月定例会の最終日、この議場においてのことですけれども、栄和建設の実質的経営者らがこの葛城市議会本会議場の傍聴席に来て、その前の月の8月末に住民監査請求を提出した白石栄一当時の議員に対して、乱暴な言葉で傍聴席に呼びつける。また、議員面談室に移って、更に白石氏への面談を強要し続ける。そのために5、6名の警察官が出動して、栄和建設の実質的経営者らを議会棟から排除する、そうした出来事があったと聞いておりますけれども、事実でありましょうか。議会事務局長、お願いします。

川村副議長 ただいま谷原議員の方から局長に対して答弁が求められておりますが、この質問に対しては、議会に関することですので、私の方から事務局長に答弁をさせます。

事務局長。

中井事務局長 議会事務局長の中井でございます。副議長の命により、ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

確かに平成29年9月議会の最終日の休憩中の出来事です。その当時、私は、どのような方の関係の方か存じませんでした。傍聴に来られた方が、某議員に対して暴言を吐かれて、大声を吐かれておりました。そこで、警察が来られた事実が1度ございました。

以上です。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 議場の秩序を保つのは議長の職務であろうかと思えます。暫時休憩ということで、議長が退出した後、この議場でそういうことが起きたわけでありましてけれども、本来、議長及び議会事務局でこの議場の秩序を保つべきところであろうと思えますけれども、このときは、残念ながら、白石栄一議員みずからが警察に電話をせざるを得なかったという状況であったことを聞いております。

前市長や前副市長ら市政の中枢部だけでなく、このように議員にまで圧力をかけ、さらに議会まで乗り込んでろうぜきを働いたという事実があったわけでありまして。さらに深刻であると思えますのは、市役所内の情報が職員によって、これら反社会的勢力に情報漏えいされていたという点であります。住民監査請求結果の通知が公表される前に、反社会的勢力の一員とされたこれらの役員のもとにその通知文が漏らされて、今回刑事処分を受けた栄和建設の元役員が監査委員事務局に発表中止を求めてくるということまで起きたのであります。葛城市政におきましては、極めてゆゆしき事態であると考えます。行政のトップ、一部の職員、そして議会にまで反社会的勢力の影響あるいは圧力が及んでいたのであります。関係者が刑事処分を受けて、これで終わりということでは決してないと思えます。むしろ葛城市政から反社会的勢力の影響力を絶つスタートラインに今立っているのだと私は考えます。そこで、こうした観点から、市政から反社会的勢力の影響を根本的に絶つための制度的仕組みが必要だと考えます。その見地から葛城市暴力団排除条例について質問してまいります。以下の発言におきましては、葛城市暴力団排除条例については条例と申し上げて質問してまいります。

まず最初に、条例において葛城市の事業や事務から排除すべきものは、どのように定められているのでしょうか、質問します。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部長の吉村でございます。ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

条例上の排除対象者ということでございます。この条例では、第2条の定義規定におきまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団、それから同法第2条第6号に規定する暴力団員、それから暴力団員または暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者といたしておるところでございます。

以上です。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 今ご回答がありました排除対象者、暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、指定暴力団だと思えますけれども、それらの排除対象者のほかに、条例に基づき定められている葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱というものがあります。その措置要件では、契約の相手方に、役員らが暴力団に資金を提供する、あるいは暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるときなどの要件を示して排除するものとしております。そこでお伺いします。そこに記載のある役員等に実質的な経営者は含まれておりますでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱、こちらの別表に措置要件といたしまして記載をしておるところでございます。役員等が暴力団員であるとき、それから暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。それから役員等がその属する法人もしくは法人格を持たない団体、事項もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を加える目的で暴力団または暴力団員を利用しているとき。4つ目に、役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与しているとき。それから、5つ目に、上記の場合のほか、役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときというような条件を規定いたしておるところでございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 その措置要綱の、ただいまおっしゃいました役員等が、例えば、暴力団等に資金を提供するという、その役員について実質的な経営者が含まれているのでしょうかということをお尋ねしましたので、再度ご答弁をお願いいたします。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 失礼いたしました。ただいまご答弁させていただきました経営者の中に実質的な経営者というものが含まれるのかというところでございますけれども、あくまでも要綱ということでございますので、実質的に関与しているときという記載のとおりです。ただ、ここでは暴力団または暴力団員という限定でございます。

以上です。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 役員等に実質的な経営者が含まれているということの規定はないということであろうかと思えます。公共事業等から暴力団及び暴力団員を排除することは、これは、国を挙げての取り組みであります。今、私は、手元に国土交通省が行うあらゆる公共事業等から、暴力団排除の推進についてと題した通達の写しを持っております。警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長が、各都道府県の警察の長や各方面本部長に、平成24年3月19日付で出した通達で

あります。その中に、警察庁と国土交通省の合意事項の1つとして、次のように説明してあります。読み上げます。

これまでの規定は、役員等に経営に実質的に関与している者を含んでいなかったことから、暴力団員が経営に実質的に関与している場合は排除対象となるものの、暴力団員でない、経営に実質的に関与している者が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していたとしても排除対象とならなかったとあって、これからは実質的な経営者もその対象にするようにという通達内容でございます。このように葛城市の条例及び要綱におきましては、排除対象者を狭く限定しており、取り組みにおいておくれがあるものと指摘させていただきます。

次に、条例第6条についてお伺いします。葛城市暴力団排除条例第6条の条文を読み上げます。市は、公共工事その他の市の事務または事業により暴力団を利することにならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとするであります。そこで質問いたします。葛城市は、相手方が暴力団員であることをどのように認定するのでありましょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問でございます。

建設工事に限ってでございますけれども、建設工事等暴力団排除措置要綱、こちらに規定がございます。疑わしい場合という限定ではございますけれども、市長の方から高田警察署長宛てに照会をかけるということになってございます。その照会の結果、高田警察署長名で回答がまいります。そこで暴力団であるのかないのかという認定がされるというふうに認識をしておるところでございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 警察の方が認定するということでありますけれども、問題は、葛城市が、相手方が疑わしいということで、まずは警察に申請というんですか、協力依頼ということになるかと思えますけれども、問題は、葛城市が何をもってこの相手方が暴力団関係者、あるいはその関係が疑われるというふうにするかということなのであります。これは、私は、市長にとって大変心理的な負担の大きいものだと思います。何で疑うんやと逆に抗議を受ける場合だってあり得ることありますから、この点についてこういうふうな記載があるというのは、市長にとっては非常にやりにくいものではないかなと思います。同じ問題が、排除命令を下す場合にも起きてまいります。

そこでお伺いいたします。相手方が暴力団と関係のある、あるいは暴力団員であるということが高田警察署から回答があった場合、契約を排除する主体はどこにあるのでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。

ただいまの質問でございますが、葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱第4条第2項におきまして、市長というふうになってございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 このことも私は市長の大きな心理的負担になるのではないかと考えます。と申しますのは、

国及びほかの地方公共団体の暴力団排除にかかわる通達とか条文を見てみましても、さまざま、ここは工夫をしているところであります。例えば、内閣府と警察庁が結んだ合意文書、これは、内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等から暴力団排除の推進に関する合意書、平成25年12月11日付で、これは警察庁が通達を出しているものでありますけれども、内閣府が照会を警察庁にかけて、排除対象者であることを警察庁が回答した場合、その回答をもって排除命令とするという合意内容になっております。つまり、警察が実質的に判断をし、その判断を伝えることをもって排除命令とするということでもありますから、あくまで警察にその判断及び命令の根拠を委ねておるわけであります。こうした合意を結ぶことによりまして、暴力団関係者から市長や職員が圧力を受けるおそれをなくして、排除を取り組みやすくする、そうした条文になっていると思います。この点においても、葛城市の条例は、発令しにくい条例となっていることを指摘しておきたいと思っております。

次に移ります。排除すべき公共事業の対象としてお伺いいたします。先ほど条例第6条では、公共工事その他の市の事務または事業とありました。その定義は何でしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

条例上、明文の定義規定というものはございませんが、公共工事につきましては、先ほどから出ております葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱、こちらで建設工事、それから測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、それから土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関する調査業務及び物品購入、役務の提供等というふうに定めてございます。市が行う事務事業というところでございますけれども、こちらにも明文の規定はございませんが、想定される事務といたしまして、財産の譲渡、貸し付け、それから指定管理の指定等がございます。

以上です。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 そこで更にお伺いしますが、今回答されましたように、建設工事等については葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱がありますが、建設工事関係以外の、先ほどおっしゃいました財産の譲渡とか貸し付け等、市の事務または事業についての要綱はあるのでしょうか。あるいは条例全体の施行を規則として定めた施行規則はあるのでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

市の事務または事業につきましては要綱があるかということの問いでございます。現在のところございません。また、施行規則があるかという問いでございますけれども、現在ございません。それぞれ施設の管理条例等の中に一定の規定は入っておるわけでございますけれども、そこで警察に照会というようなことは、明文の規定はございません。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 るる指摘してまいりましたけれども、葛城市暴力団排除条例というのが施行規則がないと。要綱はあっても建設工事等のみに限られているということでもあります。

続いて質問してまいります。先ほど私の方から紹介いたしました、内閣府と警察庁が結んだ合意文書では、暴力団関係者を公共事業等から、契約してたととしても解除するための属性要件と行為要件を定めております。つまり、公共事業を一度受けた業者が、新たに暴力団排除対象関係者であるかどうかということについて、排除の要件の中に2つあるわけでありませぬ。属性要件とは、暴力団員であるとか暴力団に資金提供などを行っている者など、団体及び人物の性質によって排除の要件とするものであります。他方、行為要件とは、取引に関して脅迫的な言動をしたり、法的責任を超えた不当な要求行為をもって排除要件とするものであります。そこでお伺いいたします。葛城市の暴力団排除条例では、行為要件に基づく契約解除等の規定はあるでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

暴力団排除条例の中には、契約の解除というようなものは規定をいたしておりませぬ。建設工事等暴力団排除措置要綱の中でそれぞれ規定をいたしてございまして、第3条では入札等からの排除、それから第4条におきましては契約からの排除、その中で第2項におきましては、一旦契約したものであっても当該契約を解除することができるという旨の規定を設けておるところでございます。いずれにいたしましても、議員お問い合わせの、属性要件に基づく契約の解除を規定しているのみでございます。

以上です。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 国の方は、今申し述べたように、行為要件における排除規定も設けておるわけです。この間の暴力団排除の取り組みの中でこうしたことを強化してまいっているわけでありませぬ。この行為要件があるかないかというのは、暴力団排除条例を実効性あるものにするために大変重要である要件であると考えませぬ。と申しますのは、先ほど、公判の中で被告人の生野前副市長が、栄和建设の実質的経営者や元役員らによって脅されたという証言を紹介いたしました。行為要件が条例に定めてあれば、脅かされたことをもって警察に照会をかけることができますし、暴力団と関係があるものとの回答が警察からあれば、これは、それをもって排除できるわけでありませぬし、暴力団と関係がないというのであれば、これは、恐れることなく毅然と対処すればいいわけでありませぬ。

そこで更に質問してまいります。今申し上げたように、葛城市暴力団排除条例は、条例としても大変実効性に乏しいものであると私は思います。そこでお伺いします。葛城市暴力団排除条例は平成23年10月1日から施行されておりますけれども、これまでに排除の事例はございませぬでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成23年制定以後、排除した事例はございませぬ。

以上です。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 排除した事例はないということであります。阿古市長は、市長選挙の公約として、利権政治を絶ち、反社会的勢力の影響を排除することを掲げられました。そして、その公約の実現のために勇気を持って邁進されてきたと存じます。そのことには私は深く敬意を表します。また、反社会的勢力の市政への影響を排除するために、有志の会の議員さんたち、さらには心ある職員の皆さんが勇気を持って行動してこられました。議員の中には、ご本人だけでなく家族にまで嫌がらせを受けたと聞き及んでおります。先ほどからる指摘してきましてけれども、現在の葛城市暴力団排除条例は、葛城市政から反社会的勢力を排除する上で多くの不備がございます。葛城市暴力団排除条例を実行あるものに改め、施行規則を設けて条例が滞りなく執行できるように整備し、さらには、新たに警察と合意を交わし、連携を強化すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご意見は拝聴いたしました。まさにおっしゃるとおり、国においては法律、市においては条例となるわけですが、欠落した部分があるのであれば、いち早くそれを修正したいと考えております。なかなかそういう方々の圧力に対して個人で対応するというのは非常に勇気の要ることでございます。職員も含め、そういう対応をできるようなシステムと申すか、警察機関等の学習の機会も設けてまいりたいと思っております。ただ、申し上げたいのは、法律、条例が完全なものであったとしても、それを運用する者が、その人格がそれにまさるものであると私は考えております。法律があっても実際にそれを運用できないということであれば、非常に問題が大きいということでありますので、さらにその対応を厳しくできるように私自身も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。市長にはこの間、先頭に立って毅然と対処していただいたものと感謝申し上げます。阿古市長は、市政検討委員会を立ち上げて市政改革に取り組んでこられました。その委員会の委員の中には弁護士もおられると聞いております。参考人として警察関係者も呼ぶなどして市政検討委員会において議論していただきまして、真に実効性のある暴力団排除条例を制定していただくことをお願いしたいと思います。また、日本は法治国家でありますから、基本的には条例、法令によって制度、システムをつくり上げていく。そして、それをきちっと法の正義が実現するように、運用する方々がそれをきちっと運用していくと。人で治めることと法で治めること、両輪でしっかりと対応していかなければならないと思います。何よりもこの条例がまず不備であるということ、それを改めていただくことを切にお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、葛城市水道事業の将来ということについて質問いたします。まず、葛城市の水道事業の現状についてお伺いいたします。水道料金、給水原価、経常収支比率はどうなっておりますでしょうか。また、これらは奈良県の市町村水道事業と比較してどのような位置にあるか教えてください。

川村副議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問ですが、水道料金の県下の状況と葛城市の給水原価、葛城市水道事業の経常収支ということがございます。まず、水道料金でございますが、平成30年5月1日現在で、葛城市の水道料金は、一般家庭1カ月20トンの計算で2,260円となっております。安い順番から申し上げますと、2番目が大淀町で2,397円、3番目が五條市で3,369円となっております。ちなみに、一番高い料金が高取町の5,000円となっております。

次に、葛城市の給水原価でございますが、平成29年度決算の給水原価は、1トン当たり112円69銭となっております。

次に、葛城市水道事業の経常収支比率でございますが、決算統計の数字として、平成29年度の経常収支比率は121.9%となっております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 給水原価については、県下の市町村比較の中ではないかがでしょうか。私の方で、これは県域水道ビジョンということで、パブリックコメントを奈良県が、県議会が始まるまでホームページに掲載しておりましたけれども、その中の資料を見ましても、葛城市の給水原価は非常に安いものだと認識しております。そういうことで、また資料がありましたらお願いしたいと思いますが、続いて、質問を続けたいと思います。

葛城市の水道料金は、市町村下にあって最も安い水道料金なわけでありまして。2番目の大淀町とは多少差があるものの、3番目の五條市とは1,000円近く違ってくるわけでありまして。これは、給水原価が大変安いということに理由があります。葛城山麓の地勢に恵まれて、そして地元の農業者等の方々のご協力や、これまでの上水道部職員の日夜を分かたぬご奮闘によって、葛城市の水道事業が本当に優秀な形で営まれてきたものだと思います。まさに葛城市の市民の貴重な財産であると私は考えております。

そこで質問してまいります。今、県が進めている広域化の主な理由でありますけれども、県は、この広域化の理由を次のように説明しているんです。県域水道一体化の目指す姿と方向性、平成29年10月に県域水道一体化、広域化の主な要項を示しておりますけれども、県の水道事業が抱える課題として、人口減少等による水事業の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応による投資費用の増大、そして職員の減少、退職に伴う技術力の低下、人員不足、この3つを挙げておるわけでありましてけれども、まず、老朽化施設の更新ということです。設備更新について、葛城市の見通しについてお聞かせください。

川村副議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいまの水道事業の設備更新の方針ということで、平成22年度に葛城市地域水道ビジョンを策定しまして、その中で管路及び施設の更新の取り組み方針として、重要度の高い施設から優先的に更新を進めるとありました。重要度の高い施設とは、基幹施設、管路等、市民に甚大な影響を及ぼす施設と位置づけております。それに基づき、新庄浄水場の老朽度調査を行い、その補修計画に基づき更新を行ってまいりました。また、兵家浄水場においても急速ろ過機の更新、竹内浄水場においては薬注設備の更新を行いました。管路につき

ましても、ビジョンでうたっております耐震化を進めております。現在、アセットマネジメントの手法を用いた新水道ビジョンを作成しております、葛城市水道事業の現状を分析し、課題を洗い出し、将来における施設の更新需要をつかむとともに、重要度、優先度を踏まえた投資の平準化をビジョンでは描いております。また、財政収支につきましてもシミュレーションを行い、財源の裏づけを有する更新を行うこととしています。現在、今、谷原議員おっしゃったように、県域水道一体化の計画もございまして、いろいろと問題もございしますが、それとの兼ね合いで更新計画の調整等も必要になってくることもあろうかと考えられますが、基本的にはこの新水道ビジョンをもとに設備の更新を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 水道施設の更新ということですが、これにつきましては、実は今、紹介もありましたけれども、平成23年度3月に出されました葛城市水道事業基本計画（地域水道ビジョン）、葛城市上下水道部水道課、「ともにあゆもう、新しい葛城の水道」ということで、安全で安心して飲める水道、災害にも安定供給できる水道ということで、大変立派な水道ビジョンを今から7年前につくっておられるわけですが、その中に、将来の更新について長期的な見通しを立てておられますので、少しパネルで説明してみたいと思います。大変わかりにくい、小さいものになりますけれども、4つグラフがございまして。これは何を示しているかと申しますと、上が収支を書いております。収支と収益についてのグラフです。右と左に分かれますけれども、こちらが施設を法定耐用年数でいくとどうなるかというものをシミュレーションしたものです。こちらのグラフが今、上下水道部長がおっしゃいましたけれども、重要度で更新していった場合、施設更新がどうなるかというものになっております。

まず、法定耐用年数が切れたと、それに従って計画的に施設更新をしていきますと、これは下の図になっております。だんだんふえて、ピーク時にここまで高くふえておりますけれども、この施設更新は、これは、資本的支出ということで更新費用になっておりますけれども、赤字がずっと続いております。赤い折れ線グラフですが、これが内部留保、貯金であります。つまり、葛城市が内部留保でもって資本的支出を国の補助金とともにやっていると。ここの赤いラインが引いてあると思います。これが内部留保のプラスマイナスゼロのラインでありまして、平成47年にほぼ内部留保が尽きて、それ以降は内部留保は赤字になっていくと。つまり、法定耐用年数で老朽化等を更新していこうとすれば、水道料金の値上げを大幅にすることなしにできないというのが法定耐用年数によるこのグラフなわけでありまして。法定耐用年数に従った設備更新の場合は将来そういうことが起こると。

そこで、葛城市はもう一つ、将来見通しを検討しております。それがこちらの右側のグラフになるわけですが、重要度で更新していく場合はどうなるか。それがこちらです。重要度でやると、先ほど部長がおっしゃったように、平準化していきます。つまり、必要なものを必要なときに更新していくということであります。そうすると内部留保金はむしろたまっていくんです。これは、内部留保金プラスマイナスゼロはこのラインにあります。つまり、平成47年は法定耐用年数でいくと赤字になるのに対して、平成47年には逆に46億円内部留保

があると。だから、突発的ないろんな事故に対してもこれで対応できるということを、葛城市は平成23年度のビジョンで示しておるわけです。大変すぐれた計画であろうと私は思っております。

次に、葛城市の水道の自己水と県水の割合についてお伺いしたいと思います。県は、人口が減少する。人口が減少すると供給量が減ります。供給量が減ると当然単価が上がることになるわけです。水道料金の値上げに直結すると。だから、ここを全体として供給量についてどうするかということでお伺いしたいと思います。葛城市水道の自己水、それから県水の割合についてお伺いします。

川村副議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいまの谷原議員のご質問です。

自己水と県水の比率ということですが、平成29年度決算で、総配水量が446万3,513トンで、そのうち自己水が345万8,721トン、県営水道が100万4,792トン、率になおしますと、自己水が77.49%、県水が22.51%となっております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 県水の問題があるわけでありまして。葛城市は県水を入れております。県も広域化を進めるのは、市町村の問題を取り上げていっているわけですが、県水の状態、県営水道の状態はどうかということを、これは、奈良県の水道事業年報からお示ししたいと思います。再びパネルですけど、申しわけございません。これは、こちらの白黒の方は県がつくったグラフでありますけれども、この棒グラフの長さが県全体の水の1年間の供給量であります。この下の白いところ、これが県水の割合です。グレーのところは各市町村の自己水の割合です。これが高度成長とともに給水量がふえて、人口減少とともに今下がって、平成28年度はこの状態、14億5,000万トンという年間の量になっております。

この内訳が、こちらの色つきのもので示したものであります。平成28年度の約53%が県水で、そして、奈良市は布目ダムも持っておりますから、これは奈良市の自己水でありますけど、14市町の自己水が黄色いところであります。つまり、これは奈良県が試算してるんですが、平成52年度、約11億トンに減る、25%水が減るということです。水が減るとその分費用が上がりますので、水道料金が上がってくることを心配しておるわけでありましてけれども、この11億トンにするのにどういう比率で自己水、県水をやるかということを試算したのがこの3つの右側のグラフであります。真ん中のこのグラフについては、現在と同じ県水と自己水の比率を市町村で分けて、53%を県水、残りを自己水、市町村とすると県水はこれぐらい減りますよと。しかし、人口が減ってきて水があまり要らなくなると県水を買う必要がなくなると。だから、今の自己水をそのまま自己水として維持して県水を減らすと、ここまで減りますよと。こうすると県水は大変なことになるわけでありまして。最大給水量がここまでありますから、県としては大変なわけです。そこで、県としては、黄色のところ、市町村の自己水を、全部県水を買ってくれたら、現在とほぼ同じか、むしろ現在よりも県水の量がふえると。これで県営水道を何とかしたいというのが県の経営のあり方だろうと私は思っております。

す。つまり、市町村に問題もあるんですけども、県にもこのようにいろんな問題を抱えて
中での水道の広域化の問題であろうかと思えます。

そこで、市長は、以前から葛城市民にとって有利な方向について選択をしまいたいと
おっしゃっております。現在、県と検討会を市町村は行っております。私は、葛城市が葛城
市独自で水道事業をやっていくという計画を立てて、やはり県もこのような状態というこ
とをわかって、きちっと県に臨むべきだと考えます。この点について、葛城市独自のプランを
立てながら県としっかり交渉していただきたいと思うのでありますけれども、阿古市長のご
見解をお願いいたします。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

私は、今回検討が始まっております県広域での水道事業の参加もしくは非参加の結論は、
前提としては今持っておりません。葛城市民にとって最終的に有利な方を選択するという結
論だけは持っております。その結論に沿っていろんな分析をしていくということです。その
分析といいますのは、今、県の方でいろんな条件設定がまだ詳しく伝わってきてないとい
うことが1つ。それと、当然のことながら、分析するに当たっては、葛城市の今の現状の水
道事業を継続するとどうなるのかということとの比較になるということでありまして。議員
いろいろご指摘いただいておりますのは、まさにそのとおりでございまして、施設の再更新の
あり方、それと、広域化とは別の問題として、水道事業としては配水管といいますか、水
道管の問題がかなり大きく出てくるのかな。これは広域になろうがなるまいが、実は水道事
業にとって必要な更新作業であると認識しております。

葛城市は今、県下で一番安い水道料金でございます。私の願いといたしましては、それを、
県下で一番安い水道料金を供給できるような体制を、ただ、いろいろこれから昭和期に整備
されました設備等、管等の布設状況を見ますと、葛城市が延々に今の水道料金を維持す
ることは難しいであろうという予想はしております。しかしながら、県下で安い水道料
金を維持できるようなシステムを選択したいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。議会においても、これは今後しっかり議論していかなければなら
ない問題だと考えております。

続きまして、保育士の確保について最後の質問をさせていただきたいと思えます。日本の
少子化が進む一方で、若いお母さん方の就業率が急速に高まっていることから、保育の需要
は高まっております。こうした社会の構造変化に国の保育事業対策が対応していないために、
今、日本各地の地方自治体で待機児童問題が深刻になりつつあります。葛城市においては、
子育て世帯の転入が増加していることもあり、希望者を全員受け入れることができる保育所
定員を確保することができるのか懸念されるところであります。

今年秋には保育料を無償化することを内閣は打ち出しておりますので、保育への需要が
ますます高まって、葛城市においても待機児童が出るのではないかと懸念するところであり

す。そこでお伺いします。今年の保育定員及び保育希望者数を教えてください。

川村副議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 保健福祉部の中井でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市内の保育所の認可定員は、公立保育所3園合計で380人、私立保育園3園合計で470人となっております。市内の保育所の認可定員は合計850人となっております。今年度、平成30年4月時点の保育希望者数は、市内公立が369人、市内私立で553人、市内公立、私立保育所の保育希望者の合計は922人でした。なお、私立保育園の希望者数は定員を上回っておりますが、定員の弾力化運用制度の中で対応させていただいております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 来年度の見込み及び今後の見通しについても教えてください。

川村副議長 保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 ただいまのご質問でございます。

来年度、平成31年度の保育希望者数につきましては、平成31年3月現在の申し込み数は、市内公立保育所で434人、市内私立保育園で569人で、合計995人の申し込みとなっております。前年と比べますと、市内公立保育所で65人の増加、市内私立保育園で8人の増加となっております。平成31年4月の入所希望者人数は、公立、私立ともに定員を超過する予定となっておりますが、定員超過の場合の利用定員の取扱いとして、先ほど申し上げましたように、待機児童を解消するために定員の弾力化運用制度が認められておりますので、その範囲内で対応する予定です。

今後の見通しでございますが、今年10月から保育料の無償化も予定されておりますので、今後更に保育ニーズが高まることが想定されるところでございます。来年度は第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画の策定及びそれに向けてのニーズ調査を実施する予定でございます。また、それに先駆けて実施される人口ビジョンの調査結果とも照らし合わせながら、できるだけ早急に子育て世代の保育ニーズを把握し、施設の整備、計画等も含め、今後の施策につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 今、数字を上げていただきましたけれども、保育所希望者数は定員数を超え、また、引き続き大きく超えていくということが想定されております。この点につきましては、弾力的運用という言葉でありますけれども、文科省管轄の小学校、中学校では、学級定員はかちっと決まっておりますから、超えたらクラスを2つに割ってということになるんですが、保育所の場合は定員が弾力的なわけです。きちっとは決まってないということで、その範囲でやるということでもありますから、言ってみれば、乳幼児の環境面では、本当に行き届いた保育という点からは遠くなっていくわけでありまして。その点では、行政の責任として環境整備をきちっとやっていくということが必要だろうと思います。しかしながら、今の数字の中にも気

になりましたのは、今年度で保育所の定員、それからその充足についてでありますけれども、定員が公立保育所380人ある中で、実際に希望者は369人ということになっておるわけでありましてけれども、この間、私が補正予算等で取り上げてまいりましたのは、保育士が確保できずに、予算化した保育士の、例えば非常勤の保育士の方の賃金をまた戻し直すということがあって、確保が十分できていないということでありまして。そのために、定員があっても保育士がいないためになかなか公立保育所の受け入れも十分にならないということがあります。今後さらに、たとえ市としていろんな保育所についての施設を拡充したとしても、今、日本全国で問題になっておりますのは、保育士が確保できないがために充足できないという深刻な問題になっておるわけですが、保育士の確保の取り組みについて葛城市はどうなっているかお聞かせください。

川村副議長 保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 ただいまのご質問でございます。

全国的に保育士が不足している中、葛城市におきましても保育に携わっていただく職員の確保に関しましては大変苦慮しているところでございます。その対策の1つとして、アルバイトを3年間経た方で、勤務実績等の条件を満たした方を嘱託職員として雇用することで安定した継続雇用を図ってきたところでございます。更なる対策としまして、待遇面につきましても、平成30年4月からアルバイト賃金の見直しを行い、他市と比べましても高い水準まで引き上げさせていただきました。また、平成31年4月からは、嘱託賃金におきましても月額金額を引き上げさせていただき、近隣他市とも十分競争できる水準にまで改善させていただき予定でございます。また、保育所勤務に対して、やりがいのもとより、ずっと働きたいと思う魅力ある職場となるよう、重い負担の部分の保育事務の効率化など、全事業の改善に向けた改革も今年度からスタートさせているところでございます。

2020年度からは、会計年度任用職員という制度も実施される予定でございますので、保育士職員の安定雇用が図れるよう、引き続き努力してまいります。

以上でございます。

川村副議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。原課におかれましては、大変な努力をされて保育士確保に努めておられると思いますけれども、これは、市町村自治体が引っ張り合いになっておるわけでありまして。ニュース等でもご存じの方多いと思いますけど、大阪市が、大阪市に勤めていただいたら、ふるさとへ帰ったりするときの交通費も出しますと、U S Jの年間パスも出しますということがニュースになっておりました。賃金競争をやれば、財政力のあるところは勝つわけでありまして。だから、そういう意味では、抜本的には国の施策によるところが大変大きいものであります。そういう条件が整わない中で保育料の無償化だけが先行することについては、今、地方からも大変大きな、これは困るという声が上がっておると思います。これにつきましては、さまざまな手だてを考えていただきたいと思います。

ちなみに、これは1つのアイデアでありますけれども、看護師が不足したという時代が結構ありました。介護保険法が制度化される前は看護師が大変足らないと。そのときに奨学金

制度を設けまして、看護師が集まりにくい病院などは、給付式の奨学金制度を設けて将来の看護師を確保するという事もありました。今、学生たちは、大変学費が高くて経済的にも大変だということで、アルバイトがふえている。あるいは、奨学金、これは貸与式の奨学金ですけれども、その返還で大変苦しんでいるということがあります。私は、過去、高校の教員をやっておりましたから、高校におった在学中、地方自治体の奨学金制度、給付式とか貸与式とか、奨学金制度を各地方自治体で設けておられました。大阪市などは大変手厚い給付式の奨学金制度を持っておりましたけれども、例えば葛城市におきましても、在住の子弟が、例えば保育関係の学校に進学するときなどは、将来葛城市に勤めていただく場合は給付式の奨学金を免除する等、何らかの給付式の奨学金制度を設けるというのも1つのアピールになるのかなど。市民の皆様にも、今、保育士が足りない。保育士の資格を持つて方、ぜひ助けてくださいというふうな思いであります。そういう意味でも、いろんな施策をぜひ、これまでも努力されてこられたと思いますけれども、引き続き努力していただきますことをお願い申し上げまして、私の質問といたします。ありがとうございます。

川村副議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

次に4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。冒頭に当たりまして、さきの議員と同じく、東日本大震災で犠牲となられた方々のご冥福並びに現地の一日も早い復興をお祈りさせていただきます。

さて、私の今回の一般質問でございますが、1件だけになります、2020年から始まるプログラミング学習の方向性についてでございます。

以後の質問に関しましては質問席の方よりさせていただきますので、よろしく申し上げます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 それでは始めさせていただきます。

2020年度の、つまり来年4月からなんですけれども、小学校におけるプログラミング学習が始まること、文部科学省の学習指導要領に定められております。それに対し、自治体によっては、数年前からICT教育の本格導入に向けて取り組みを進めているところも多くあります。そのような背景もあって、昨年6月議会で本市のICT教育への取り組みについて質問させていただきましたが、今回はその2回目、パート2となります。

初めにお断りしておきますけれども、今回の内容は一般質問という形ですが、理事者、議員の皆様にも情報共有と課題認識を持っていただくことを目的としております。なぜなら、プログラミングを初めとしたICT教育という概念は、今まで誰も学んだことのないものであって、政策として議論する土台を持ち合わせていないためです。しかし、今後は国策として議論を進めていくことが決まっております、わからないから、知らないからという理由で避けて通れない現実があります。後ほどふれますが、ICT教育というものは子どもの教育の問題に限定されるものではなく、まちづくりや産業、雇用の創生にもつながる内容ということ

念頭に置いていただき、お聞きいただけたらと思います。

それでは最初に、ICT教育とはそもそも何ぞやというところをおさらいしたいと思います。ICTとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、日本語では情報通信技術と訳されております。従来のITという言葉とほぼ同意とさせていただいて結構です。ICTという言葉がITにかわる世界標準の呼称となって、今後は主流になっていくとされております。今、世界ではAIと呼ばれる人工知能やロボット、アンドロイドといった研究が物すごいスピードで進んでおります。非常に乱暴な例えかもしれないんですけども、イメージ的には、人間の機能を機械に置きかえたものをつくっているとも言えます。これも誤解を恐れずに例えますと、ロボットやアンドロイドというのは人間の体に相当するもの、AIというのは人間の脳に相当するものと言えます。

人間の脳の機能を大きく分けたときに、学習と推論という機能があります。学習というのは、知識や情報を身につけること。推論というのは、学習で得た知識や情報をもとに新しい結論を導き出すこと。つまり、これを人工知能で置きかえようとする技術がAIです。AIの能力は、コンピューター技術の進歩によってより高度な判断ができるようになります。コンピューターというものの正体は、数字の1とゼロの組み合わせた計算を高速で正確に行うだけのものですが、人間の能力以上の計算ができるようになると、たった1秒間という短い間でも、条件を複数変えたら無限に近いシミュレーションが行え、その中から最適な答えを抽出することができるようになります。それは、人間では到底及ばない範疇のところになります。つまり、コンピューターに条件を与えることが、人間でいう学習、無限に近い条件の組み合わせの中から最適解を導き出すことが、人間でいう推論という行為に相当します。これを極限まで高めたものがAI、いわゆる人工知能と言われております。

ご存じのように、人工知能は、もう既にチェスなどのゲームの世界、株の高速自動取引などのビジネスの世界では既に人間の能力を凌駕しており、今後は産業分野やサービス分野においても、無人工場稼働や車の自動運転などの技術が確立されるのも近いと言われております。その結果、将来において現在の仕事の半数以上は人間の手を必要としなくなり、職業自体がなくなるものが出てくるとも言われております。このようにSF映画のような世界が現実となり、コンピューターが人間に置きかわっていったら、人間の存在価値はどこにあるのでしょうか。実は、これがICT教育の根本の考え方なんです。先ほど言った学習と推論という人間の能力は、どれだけ賢い人であってもAIには勝てない状況になるのは間違いないと言われております。しかし、現時点ではAIには不可能で人間にしかできないとされている能力が1つあります。それは、創造性、英語でクリエイティビティーと言います。既存の知識や情報を組み合わせて最適解を導き出す能力がすぐれているということは、言い換えれば、既存の知識や情報がなければ何もできないということなんです。何もない無から有をつくり出すという創造性という能力は、現時点では人間にしかできないと言われていた分野があります。この点が今後のICT教育の一番根本の考え方としてつながっていくわけです。

では、そしたら、この創造性というのはどうしたら伸ばすことができるのか。さまざまな方が研究されております。実は、私たちは、みんな知らず知らずのうちに子どものころから

身につけている力なんです。例えば、子どものころのブロック遊びとか工作、折り紙、こういったことを通じて自由な発想をする経験を積み重ねていっています。知らず知らずのうちにそれが創造性を育む基礎となって、我々の思考に影響を与えているわけです。そもそもそれは遊びであって、勉強として教えられたものではございません。教えられるという時点で、それは知識の取得である学習になってしまうんです。つまり、創造性を伸ばすことでAIに取ってかわられない人間を育てることにつながる。つまり、子どもたちが自発的に創造性を身につけるといことが重要になってきます。

世界では既に10年以上前から、この創造性教育についての研究が重要視されております。さまざまな教育方法が試されてきました中で、教室で黒板に向かって授業を受けるという従来型の一方通行型教育にかわって、生徒がみずから考え、発信し、課題を解決していくという双方向型の教育が創造性の獲得に有効であるという研究結果が多数報告され、中でもICT教育をうまく活用することでその創造性を伸ばすことができるという実証もされております。前回6月にご紹介しましたが、OECD（経済協力開発機構）という国際機関が実施する各種統計調査の中で、国際的な学習到達度に関する調査指標がございます。それによりますと、世界72カ国の子どもの学力や学習環境を比較する中で、教育現場にコンピューターをいち早く導入してプログラミングの学習をさせている国は、学力が高まるだけでなく、その後の産業や雇用の創出に貢献しているという分析が発表されております。

この間、日本では、教育現場のコンピューター導入を検討するという風潮がありませんでした。それどころか、子どもが接するICT機器は、ゲーム機や携帯電話といったものが主流であって、娯楽性の要素を持つものであって学力を低下させる悪いものというイメージが逆に固まってしまい、文科省なんかは学校に携帯電話あるいはスマートフォンを持ち込まないようにするという通達まで出してしております。これは、実は、私たち大人も真剣にICTの知識を得ようとせず、どちらかというそれらは遊びの道具として見てきたことにも原因があると言えます。そういうことをしているうちに、気づいたときには既に世界のICT教育の水準に大きくおくれをとった日本がありました。ようやく数年前から、学校におけるICT教育のあり方を検討することになったわけなんです。ちなみに、2005年の調査の時点で、ICT教育の環境整備と取り組みにおいては世界の最低水準にあった日本なんです。その中でも、47都道府県中、奈良県は下から数える方が早いという状況でありました。

世界の最先端のICT教育はどのようなものかと紹介しますと、最先端を行っているスウェーデンを初めとした北欧諸国、こちらでは初等教育から1人1台のパソコンを持って、教師は週の始めに課題を出すだけで、後は子どもの自主学习に委ねるという学習形態をとっております。また、イギリスでは、学校卒業後に産業界で活躍できる人材を育てるという目的で、小学校入学時にコンピューターボードが配布され、コーディングという実際にプログラムをつくっていく行為を学ばせたり、アメリカでは各クラスに1台の立体物を出力できる3Dプリンターを導入して、子どもたちがコンピューターで設計したものを自由に実体化できる体制をとっていたりします。また、中国、韓国、東南アジアにおいても、既にプログラミング教育を最重点教育として位置づけており、共通する考え方は、知識を習得する学習より

も、創造力と応用力を育成することを教育の中心に据えてきているという点です。ここまでは、何でICT教育が必要で取り組みを急がねばならないかという理由に当たります。

以上を踏まえまして、昨年6月議会で行った一般質問の内容を振り返りながら、その後の葛城市におけるICT教育の進捗状況を伺っていききたいと思います。

まずは確認事項の1番目です。平成21年に国庫補助事業で旧當麻町地区の小・中学校3校、平成22年に単独事業で旧新庄町地区の小・中学校4校それぞれにパソコンルームが完成し、葛城市のICT教育の環境が整いました。そこではゆとり教育で導入された総合の時間という時間を中心としてICT教育が進められておりました。しかし、平成28年度のICT機器の更新の際に、葛城市の規定に沿ったパソコンのリース契約、つまり、7年リース契約が適用されました。その結果、教育現場におけるICT教育は、子どもたちの使うOS、つまり、ウィンドウズということですが、アプリケーションなどのソフトウェアは最新のものを基準に開設されることが多いんですけども、その間、更新まで7年間更新されない環境が導入されたわけです。そうすると、学習に当たりまして、葛城市の場合、リースの後半期になると1世代前、場合によっては2世代前のシステムで授業を受けるということにつながりました。なおかつ、機器の故障や性能の低下、セキュリティー性の低下という操作性にかかわる問題や、上級校、高校に進学した際のICT環境の相違などの問題も懸念されるという私の指摘に対しまして、前回、平成28年、PC更新を7年で行ったが、子どもたちにはなるべく最新のもので学習に取り組んでもらいたいので、次回更新はより費用対効果のすぐれた形で更新できるよう調査研究を行ってまいりますというご答弁をいただきました。

2020年度から始まるプログラミング学習に向けて、新たなハード整備もそろそろ始める必要もあることから、今後のネットワークを含めたICT環境個別の更新予定と、昨年ご答弁いただいた調査研究の結果に基づく検討状況をお伺いしたいと思います。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの奥本議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、学校で使用中のパソコン及びプリンター等の周辺機器のリース期間は、平成28年10月から2023年9月までの7年間となっております。サーバー類につきましては、平成27年11月から2020年10月までの5年間となっております。また、主なネットワーク機器に関しましては、リースではなく平成21年8月に購入し、そのうちの一部は光回線の導入に係る機器の入れかえのために、平成24年4月に更新を行っております。現在もこの使用している状況でございます。

ネットワーク機器の更新につきましては、平成32年度のサーバー更新と同時に実施する予定をしているところでございます。この使用する期間につきましては、前回にもお答えさせていただきましたとおり、市全体として標準の使用期間を定めておりまして、サーバー類は5年間、パソコンやプリンター類は7年間とされております。現在もこの基準に変わりはないわけでございますけども、この基準につきましては、教育用の機器のみならず、市の職員が使用しているものなど全てのものについて費用対効果を十分検討した上で定められている

ものでございます。更新に当たっては多額の費用も発生するわけでございますので、今すぐにこの変更をできるものではございません。

教育委員会部局といたしましても、市の情報担当課や財政担当課と十分に協議を行いながら、次の更新までにより費用対効果のすぐれた方法を研究、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 今お答えいただきましたが、要するに、前回6月の質問以降のリースに関しての検討は、まだ行っていらっしゃらないということであると思います。市のそういう一般業務で使うパソコンのリース契約の規定というのがあるわけなんですけども、先ほど申しましたように、子どもたちの学習に関するところに関しては、上級校に進学した際に戸惑わないように、できるだけ最新のやつをそろえられるようにするというお言葉も頂戴しておりますので、そのあたりについては引き続き、子どもたちに対してプラスになるような方向性で、市のリース契約とは別枠という形で考えていっていただきたいと思います。

なお、リースのことなんですけども、葛城市以外の県内のほかの市町村ではどうかということで、実はヒアリングを行いました。そして、わかったことなんですけども、市の一般業務で使う通常のパソコンのリース年限に関しましては、いろんな市町村があるんですけども、やはり葛城市の7年というのは非常に長い部類に入ります。7年ということはそれだけ更新が延びるわけですから費用対効果は高くなるわけなんですけども、その間についても業務でパソコンの能力が落ちてくることによって操作が若干遅くなる、あるいは重くなるという弊害が出ると思います。同じように、物を大切に使用しているとは言えるんですけども、やはり予算の低減を優先しているのではないかと推察されます。いずれにせよ、学校現場においてのICT機器の更新につきましては、さきに述べた問題点もあることを踏まえて、今後、費用対効果の費用面を重視するのではなく、効果を重視した形で進めていきたいということを再度お願いしたいと思います。

続きまして、同じく前回の平成28年度の更新の際なんですけども、アプリケーション、具体的にはマイクロソフト社のオフィスというソフトのことなんですけども、この更新が見送られました。財源的な問題から導入費用の安いジャストシステム社というところのアプリケーションである、小学校ではジャストスマイル、中学校ではジャストジャンプというアプリケーションが導入されました。それによりまして、マイナーなアプリケーションを使うことで子どもたちが高校進学後の情報という授業で初めてマイクロソフトオフィスを扱うことになりまして、ほかの自治体で一般的に導入されているマイクロソフトオフィスで学んできた子どもたちと差がつくのではないかと危惧することを申し上げました。その際のご答弁として、これを機会にアプリケーションの入れかえを進め、また、サブスクリプション契約、つまり定額制で使うという最近のソフトウエアの契約形態がでございます。そのサブスクリプション契約の形態での導入も調査検討を進めるということをご答弁いただきましたが、それについては、その後の取り組み、検討状況はどうなっているのでしょうか。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 マイクロソフトオフィスの件でございますが、前回の答弁では、今年度中に小・中学校の教師用のパソコン全てに導入する旨、お答えさせていただきました。3学期から各学校において入れかえ作業を行っておりまして、ほぼ全ての作業を完了しております。子どもたちが使用するパソコンのオフィスソフトにつきましては、過去にサブスクリプション契約でのオフィス365の導入を検討いたしましたが、小学生が使用するに当たっては複雑な作業が毎回授業の始めに発生するため、その準備、管理等を考えますと、導入は困難であるという判断を当時いたしております。このため、今回の入れかえ以前に教師用のパソコンで使用しておりましたジャストオフィスというソフトを、今後小学校のパソコンルームのパソコンに導入していく予定をしております。

ジャストオフィスは、マイクロソフトオフィスではありませんが、操作方法や画面構成などはマイクロソフトオフィスとほぼ同じものとなっております、学習で使用するに当たっての支障は少ないと考えております。ただ、今後のソフトウェアの導入につきましては、毎年新しい製品が次々に開発されることは予想されるところでありまして、ソフトウェアの調達方法についてもさまざまな契約方法が存在しているところでございます。子どもたちの学習環境という意味での更新時期について、契約方法や費用対効果等を踏まえまして、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。この件については対応していただいたということで、安心しております。また、先生方の方からも、県の教育委員会から来る資料が開けない。つまり、ジャストシステムであってマイクロソフトでは何も開けないということだったのが、対応されたということも確認させていただきました。どうもありがとうございます。今後も更なる新しいサービスや契約形態が出てくると予想されますので、そのあたりの情報収集に関しては、引き続き続けていただきたいとお願いして、終わります。

では、続きまして、次の確認事項です。平成28年度の更新時に、授業支援システムと言われる、これは先生用のパソコンが子ども用のパソコンとつながって、子どもたちが現状どういう作業をしているかというのが一覧で見れるシステムですけども、スカイメニューといいます。スカイメニューのアプリケーションが、これも財源的な問題により更新が見送られ、学習用アプリケーション附属の機能に置きかわった結果、パソコンの処理速度が低下して、ひどい場合にはパソコンルーム40台の半数近くがフリーズして固まってしまい、授業が成り立たなくなっていた件につきまして、6月のご答弁では、原因はおおむね把握しており、できるだけ早期に改善するとお約束いただいております。これにつきましてのその後の対応状況をお聞かせください。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 パソコンの稼働速度が遅いという問題でございますが、通常、パソコンルームのパソコンにつきましては、授業が始まる時には全てのパソコンが同じ状態でないと不都

合が生じることとなります。このため、使用中に変更などをされたり、データ保存をされた内容が残らないよう、パソコンを再起動した場合には、あらかじめ設定した状態に戻るようにして、次の授業で使用するとき支障が出ないようにしております。一方、セキュリティーソフトは、ウイルス定義などを自動で更新するよう設定されており、パソコンを立ち上げるたびにこの更新が行われるわけですが、今申し上げたとおり、再起動すると設定した状態に戻りますので、この更新した内容がない状態に戻ることとなりまして、セキュリティーソフトの更新情報がどんどん積み重なっていく状態となります。このことから、パソコンルームのパソコンを授業で立ち上げますと、それぞれのパソコンが一斉にこの更新を一から行うということになりますので、徐々にネットワークへの負荷が増大いたしまして、稼働速度が低下した状態になっておりました。このセキュリティーソフトの自動更新の設定を手動に切りかえるという対策を小・中学校の全ての学校で行いまして、平成30年10月に完了し、現在は良好な稼働速度が保たれているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。各校のパソコンの半数近くが、授業を始めようとする更新の作業が始まってしまって、フリーズしてしまって使えなかったという原因ですね。それをパソコンの環境設定をクリアにするために起動時に行っていた初期化、つまりリカバリーというんですけども、それが原因とのことで、理由としてはわかりました。その対応もしていただいたということです。確かにパソコンが使うたびにクリアな状態で授業を受けることができるというのは、ひとつ理想ではありまして、先生方についても、教える方の負担が少なくなるということは理解できることでございます。しかし、パソコンやICT機器というのは、セキュリティーの改善であるとか機能向上のために頻繁にアップデートというバージョンアップを適宜行っております。常に最新の状況で使うことを前提につくられているものである以上、そのような今現状、手動でアップデートを行っているという対応はイレギュラーな対応、使い方であると言えらると思います。毎回の起動時の初期化に伴うアップデートファイルの未適用の状況でICTの授業を進めていくということは、セキュリティー面、機能面での別問題が今後発生する事態にもつながりかねませんので、また別の方法がとれないかということを検討課題で加えていただきたいと思いますと申し添えておきます。

それでは、最後の確認事項になりますけれども、一昨年12月議会以降のICT教育への取り組み状況としまして、市内各校での勉強会を進めている旨と、昨年3月に文部科学省から発表された小学校プログラミング教育の手引（第一版）を参考に調査研究を進め、昨年8月、9月をめどにして方針を策定するというところでございましたが、これについての進捗状況をお聞かせください。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 進捗状況でございます。2020年度の新学習指導要領の実施に向けまして、各学校や各教科の部会で調査研究が進められているところでございます。プログラミング教育につきましても、各学校やメディア部会の先生方により調査研究をさせていただいておりまして、

プログラミング的思考能力を養うには、どの教科において、どのような機器や教材を用いて、どのような授業を行えばよいかというのを検討していただいております。平成30年の夏休み明けごろにはある一定の方向性が出るのではないかという考えでございましたが、何分検討範囲が広いということもありまして、現在も調査研究を続けていただいているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。以上までが昨年6月議会での私の一般質問に対するご答弁の内容確認でございました。

さて、それでは、これから今回の質問に移らせていただきます。まず、先ほどネットワークの更新の問題を指摘させていただきましたが、文部科学省が、実は、2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針というのを取り決めしております。それによりますと、超高速インターネット環境及び無線LANは、100%の整備が目標とされております。現在の各校における無線LANのアクセスポイントの整備状況についてお伺いしたいと思います。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 無線LANの設置状況でございます。現在、無線LANのアクセスポイントにつきましては、小・中学校とも、普通教室には全て設置できている状態でございます。特別教室につきましては、必要に応じて移動用のアクセスポイントを使用いただいている現状でございます。これらのアクセスポイント機器につきましても、パソコンと同様に2023年9月までのリース期間となっている状況でございます。次回の更新時には特別教室にも常設のアクセスポイントが設置できるよう努力したいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 現在、普通教室の無線LANの整備率は100%で、特別教室は移動用のアクセスポイントでの対応ということでございましたが、それについては2023年9月までのリースがあるので、次回、その次の更新のときに対応ということでした。ただ、国が定めているところは、特別教室を含めて常設のアクセスポイント整備を2018年までに100%完了しなさいということでしたので、そのあたりもご配慮いただきながら、早めに行えるかどうかを検討していただきたいと思います。

続きまして、校内ネットワークのセキュリティー対策についてなんですが、先ほどの確認事項の中で、授業支援システムの速度低下を回避するために、セキュリティーソフトの自動アップデート機能をわざと外して手動監視方式にしているとのことでした。これについては、10年前のダイヤルアップ接続という、利用の都度インターネットに電話回線を接続するという時代と違って、今や光回線で常時接続は当たり前の時代になっております。この状態で常に最新のセキュリティーソフトを使わないという行為は、例えると、犯罪の多い地域で泥棒に入られやすい旧式の鍵か何かで暮らしているようなものに例えられます。インターネットの危険性を回避するものがセキュリティーソフトであるのに、そのセキュリティーソフトの

機能を100%使わずに、パソコンがフリーズしてしまうという理由だけで手動アップデートに設定変更するという行為はいかかなものかと思います。

この点につきましても非常に気になりましたので、県内の幾つかの自治体にもヒアリングをしました。同じく同様の対応をしているところが、県内の1つの市でありました。ただ、そちらの市では保守管理を外注業者が常時対応できる体制をとっており、こまめなアップデートを行っているので問題はないということでした。それ以外の市については、常時監視、自動アップデートをしている設定でございました。今後IoTという、何でも全てのものが、あらゆるものが常時接続でつながる社会が到来すると言われている中で、このセキュリティ対策というのは当然のこととしてやっているのが当たり前であって、現在の葛城市の学校現場の運用体制については、至急改善の検討があると思いますので、そのあたり、今後の重要課題として認識をお願いしたいと思います。それについて、改善の方向性をご答弁いただけますでしょうか。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 セキュリティソフトの件でございます。セキュリティソフトによる常時監視は行っている状態でございますけれども、その状態で今現在インシデントが発生した場合などはアラート通知が届くようになっているところでございます。しかしながら、セキュリティソフトが最新の状態を保たれていないということは問題があるというふうに認識しているところでございます。ネットワークに負荷がかからずに、良好な動作環境を保ちつつ、セキュリティ対策が万全なものができるよう、情報担当課とも協議しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。では、続きまして、次の質問に移ります。

県内のほかの自治体に学校ネットワークのセキュリティ対策をヒアリングした際に、実は、専任の担当者がいてるかどうかということもあわせて聞きました。そうしますと、教育委員会内に学校ICT担当の専任担当者を置く事例として、ある市では、正職員を2名配置されておりました。また、ある市では、専門の臨時職員を1名配置して、雇用されておりました。また、業者に保守管理契約を委託している事例として、2市1町がございました。やはりセキュリティと同時にトラブルなく学校現場でのICT機器を使える体制というのは、それぞれ考えておられるようでした。特に不具合が起こったときの対応を迅速に行うという意味では、この辺の対応が非常に重要となってくると思われるのですが、現状、本市の状況としましては、学校教育課の正職員さん1名が、通常業務の傍ら、市内12校園の対応をしている状況でありまして、これでは十分なサポート体制が構築できていないのは明らかだと思います。この状態が先ほどのセキュリティソフトの手動管理、あるいは長期間のアップデートの未対応につながっていると推察されるんですけども、この点についてどのようなお考えでしょうか。また、この状況で2020年度のプログラミング学習が始まったとき、ICT環境のサポート要員以外にプログラミング学習の授業サポートを行うICT支援員も確保する

必要があります。ICT支援員というのは、同じく文部科学省が定めているんですが、2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針の中で、4校に1人のICT支援員の配置をなさいと示されております。現状、葛城市ではゼロです。これも県内自治体の事例によりましたら、大学と連携した形での学生の指導者としての派遣事業、あるいは企業との連携することによるICT支援員の採用という形で進んでおります。近畿のほかの市町村においても、やはりそういう形で指導員の不足というのが目に見えて叫ばれておりました、先ほどの保育士の不足と同じくですけども、なかなか普通では教えることができない特殊業務になりますので、今のうちに人材確保という動きがございます。現状、そのあたりの対策を本市では何かお考えなのでしょうか。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 現在の教育委員会の教育系のネットワークやさまざまな機器、ソフトなど、全ての面についてほぼ1人の職員が対応しているのが現状でございます。こうしたICT関係の業務以外にも通常の業務がたくさんある中、ますますその業務量も増大している状況でございます。先行きを懸念しているところでございます。ICT関係の業務については、やはり専門的知識や経験、あるいは日々進化しているものの情報収集など、精通した者が専門的に継続して行うことが有効であるのではないかと考えているところでございます。こうしたことから、教育系だけでなく、市全体として今後どうしていけばよいのかということ、ただいまご提案いただきました大学との連携や企業との連携、あるいは業務委託ということも含めまして、考えていかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。ぜひ、その方向でいい形になるように進めていただけたらと思います。

2020年度の小学校でのプログラミング学習必修化を受けまして、現状、全国の自治体ではいろんな試行錯誤が続いております。国が定める2018年以降のICT環境の整備指針というところでは、主なところで、学習用コンピューターが3人に1台、電子黒板、実物投影機は全ての教室に100%整備、超高速インターネット回線、無線LANの100%の整備、ICT支援員は4校に1人の配置という基準が設けられましたが、奈良県の教育委員会が平成28年3月に調べた県内の動向というのを見ますと、学習用コンピューターの台数では、葛城市の場合、県内39市町村の中で国の基準をクリアしているのが23市町村ございましたが、葛城市は残念ながら26位ということで、少し基準値に届かない状況でした。電子黒板の整備率というところに注目しますと、国の基準をクリアしているのは、39市町村中16市町村のみ、葛城市は県内で29位と、ここでも基準値には遠い感じになっております。これはあくまでも途中経過に過ぎないので、今後整備を進めていただくとともに順位が上昇していくものと思われまますけども、現状、各自治体が先を急いで学校におけるICT環境整備に取り組んでいるということがわかるかと思えます。

プログラミング学習が始まるまで、残すところ1年となりました。今後、学校現場におけるICT教育の進め方の準備等、方向性、これは教育の進め方です。今まではICT環境でしたけども、教育に関しては、今後どういうことをお考えになっているのかお聞かせください。

川村副議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 新学習指導要領が実施されます2020年度に向けて、平成30年度は、市内の先生方で構成されているメディア部会や各学校内において授業方法の研究や、これに適した教材の検討をさせていただいているところでございます。平成31年度には、こういった研究に使用していただくためのタブレット機器や教材を購入いたしまして、より一層実践に即した形での研究、検討ができるようにしたいと考えております。また、この研究成果をもとに、さまざま検討を加えながら2020年度の実施に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 既にタイムリミットまで余り余裕がございませんので、効果的な計画を立てて進めていただきたいと思っております。

現在はICTの環境整備にばかり目が向いている状況ですけども、やはり重要なことは、実際のプログラミング学習の授業をどう進めるかということです。今、現状に検討されているということなんですけども、県内についての先進的な取り組みを、これも調べたところ、やはり数年前からいろんな教え方の研究をされてるところもございました。そういうような自治体に関しましては、ノウハウをかなり蓄積されておりまして、余裕を持って来年度からのプログラミング学習をスタートするということもございます。県内だけでなく、実は、この半年間、私、全国の先進の自治体、あるいは私立、国立、公立を含めて、取り組み事例を見に行ってきました。いろんなICT教育の環境整備だけでなく、学習方法をどう進めていくかと考えてらっしゃる、研究してらっしゃるたくさんの教育者とも会ってまいりました。

余談ですけども、その成果を先日、論文として発表しまして、こちらにあるんですけども、これ、来月から大阪市立大学の図書館に蔵書していただきました。本書の内容については割愛しますが、その中の分析を、いろんな全国の事例を経て至った結論がございますので、それを紹介したいと思います。まず、ICT教育は、これまでの人類の教育の歴史を覆すほどの可能性を秘めており、それに対応するためには学校のICTの環境整備と指導者の教育感を再構築する必要があるということ、これがまず1つ。次に、ICTの環境整備と人的リソース確保のためには、やはり行政の財政支援が重要となってくること、これが2つ目。最後、3つ目として、これらを総合して進めるためには、行政であればトップの、学校であれば学校トップの理解と積極的な関与が重要となってくること。この3点が共通した今後の教育現場におけるICT教育の成否を左右するものであるということがわかりました。実際それを、近畿あるいは日本で一番進めている学校というのが京都にございまして、そちらのノウハウとかもいろいろ学んできております。

まず、そういったICT教育を受けた子どもたちが、今後社会に出るころには新しい産業が生まれる可能性があるということです。その予兆とも言えるものが既に出てきておりまして、会社に所属しながらも遠隔地で勤務できるテレワーク、リモートワークと言われる働き方であったり、近畿の和歌山県で具体的にそれは動いております。京都でも動いております。そういった企業を誘致する自治体が、空き家や借り手のない建物を整備して、そういった企業に貸し出す動きというのにも具体的に出始めました。つまり、ICT教育を考えるということは、冒頭にも申しましたように、未来のまちづくりにもつながっていると言えます。

それと、6月議会でもご紹介させていただきましたが、最近ではテレビもよく出られてらっしゃいますが、吉藤健太郎君という、従来の学校教育ではなじめなかった子なんですけども、プログラミングを学ぶことでロボットの研究者として世界に羽ばたいて、現状は、体にハンディキャップを持った方が社会で働いていける場を、ロボットを使って実現している。そういう新しい産業の育成に取り組んでいる事例も出始めております。葛城市は、そういう意味ではこれまでの取り組みが評価されるべきまちであって、今後ともそれを伸ばしていきたいと思っております。

文部科学省は昨年、ICT環境整備に関しまして、2018年から22年まで、単年度1,805億円の地方財政措置を講じることを決定いたしました。それ以外にも民間企業による財政支援、あるいはICT支援員の派遣事業というのを行っているところがたくさんございます。これらをうまく利用すると、財政負担を軽減しつつICT教育を推進する選択肢も見つけやすい状況になりつつあります。また、今後ICT教育を具体的にどう進めるかという情報に関しましても、学年別にどういった機材を使って進めるかという情報も、そういう交換する先生方の集まり、あるいは教育の現場というのもございます。これも全て無償で内容を受け取ることができます。そういったことも踏まえて、今後、先ほど指摘しましたように、ICT環境の保守対応人材の確保を含めて、いろんな環境整備、先生方のノウハウの蓄積、解決しなければならない問題は非常に多いです。しかし、ICT教育の進め方については、教育委員会だけに任せるというわけではなく、我々議員や教職員、先生方も一緒になって知恵を出し合っていく必要が非常に大切だと考えております。その辺も踏まえまして、最後に、教育長、本市のICT教育が進める子どもたちの姿、前回も少しお答えいただいておりますけども、教育長のお考え、また改めてお伺いしたいと思います。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

さまざまなICTに関するご質問ありがとうございます。私もチラシを持ってきたんですけども、こういうのがありまして、これ、五條の我が家ですが、ロボットプログラミング講座ということで、各家庭にこういうふうなチラシ、塾のチラシが入る時代になってきました。テレビでも盛んに取り上げられます。だから、これから学校教育にとってプログラミング教育というのはすごく中心になってくるんだぞという話だけが今先行しているような感じがするんですけど、実際のところで、今度2020年度から小学校の学習指導要領が全てかわっていきませんが、中身はふえても時間がふえないんです。本当に中身的にはすごくふえます。

ところが、時間は現状よりもまだふえていくということで、本当に教えることがいっぱいという状況なわけです。その中でプログラミング学習というものをどう進めるかということも大きな課題なんですけれども、これは、当然議員の方もご承知で、私の方も説明させていただいておりますけれども、決してプログラミング言語を教えるのではない。子どもたちにプログラミングを組む子どもを育てていくという、こういうことを目指しているわけではないわけです。だから、こうして先ほどからる説明していただいているように、要はAI機器等が発展した社会の中で生きていく子どもたちに、それに対応する子どもたちをどう育てていくのかというのが学校に課せられた大きな課題だというふうに思います。

そこで、本当に今の子どもたちは、生まれたときからそういうふうな機器に浸ってるわけです。電話しかりです。自分の時代と比べたら、本当に一昔どころの話ではなくて、大昔の古代の話と現代というぐらいの違いがあります。その中で子どもたちにどういうふうなことを教えていくのかというようなことを、本当に今の教師の方はしっかり振り返ってみて、考えていかなければならないのではないかなというふうに思うんです。だから、教育を進める中で、昔のように教科書とチョーク1本で進める授業、もうこれは話にならないというようなことを教師自身が身をもって感じて、こういうふうな授業内容を子どもたちに教える。教え込みだけでは当然だめです。知識だったら、パソコンを使えばすぐ出てくるわけですから、子どもたちに考えさせるような授業をどう進められるか。そこに使っていくのがICT機器ではないかなというふうに、これは前からも言ってますが、私はその辺がICTの機器だと思います。テレビしかり、ビデオしかり、パソコンしかり、スマホしかり、さまざまな機器が本当に豊富に現在出てきております。

私も教師を始めたのが40年ほど前ですので、40年前から比べると今の教室の環境にしてもすごいものです。昔だったら写真1枚教室に掲示するのでも、お金はない、どこからもくれない、かといって自分の金でするので高いということで、学級にカラーの写真なんて全くなかったですけど、このごろの教室へ行くと子どもの顔が全部カラープリンターで印刷して出てくる。そんな時代です。だから、もっと授業方法を工夫していけば子どもたちにすばらしい力がつくのではないかなと。その辺を今現在、葛城市の職員の方には、勉強しなさいということでやっていただいている途中でございます。

今のところ、先ほどからさまざま指摘いただいているように、使っているパソコンにも環境的にも万全の状況ではないことは重々承知でございますけれども、最低限のところは今はいける。でも、今は個別のデスクトップパソコンだけではなくて、タブレットをどう活用していくのかということも探ることも出てきておりますので、今年度、予算の方で計上させていただきまして、またご審議いただかなければならないと思いますけれども、タブレットも導入の研究を進める。これで進めれば、またたくさん子どもたちに使えるような条件を整えていきたいというふうなことでございます。ですので、まとめてみますと、確かにICTというか、AIとかその辺の流れについては、本当に想像できないぐらいに進む。そういうふうな世の中に育っていく子どもたちに、その専門家になることは、こんな目指す必要は当然ないと思うんです。そういう新しい環境に行っても自分たちで対応できる子どもたち、

そういうふうな子どもたちを育てていく。そのための道具としてこういうふうな機器類をうまく活用するような教授方法を探っていく。そして、子どもたちにコミュニケーションとか、前に市長の答弁にもありましたけど、人間力とか生きる力とか、そういうものを子どもたちに培っていききたいと、そういうふうなことを考えております。

以上でございます。

川村副議長 奥本君。

奥本議員 ご答弁ありがとうございました。おっしゃるとおり、そもそもICT機器の環境整備ということが非常に注目されてるんですけども、本質はそれをどう使っていくかというところでございます。教育長がおっしゃったように、パソコンとかタブレットはあくまでも道具であって、人間の英知である知識のデータベースにアクセスして、それをどう活用するかというところが本来のICT教育の目的でございます。かといって全員がプログラミングできる専門家になるということを目指しているのは当然ございませんし、そういうわけなんですけども、そうしたら逆に、プログラミング的な思考を養成することだけでいいのかというと、またそうではなくて、これも悩ましいところなんですけども、小学校ではそれでよくても、中学校になると、そしたらプログラミングをある程度組めるところの情報という授業が入ってきたり、また高校になったら、今後それを更に自分でできるような表現というところがまた組み込まれてきたりします。そこにうまくつながるようにだけ注意していただけたらという私の考えなんです。だから、おっしゃってることは私の考えてる方向性とも全く同じということで安心しましたので、今後はその辺をいかに伸ばしていくかということで、吉藤健太郎君とも話しているときに、ICTあるいはパソコン、タブレットいろんなものがあるけども、これはあくまでも道具なので、それをいかに使いこなせるか。通常の人では考えつかないような使い方ができるかというところがひらめけるかというところが重要だと彼も言っていたとおり、その辺を子どもたちが身につけれるような教育を、今後の本市のICT教育として伸ばして行ってほしいと思います。

以上で今回の私のプログラミング教育についての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

川村副議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時30分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。この定例会最後でございます。皆さん、もう少し、最後までお時間を許していただきたいと思っております。ただいま議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、この秋、2019年10月1日よりスタートいたします幼児教育無償化制度に対

して、葛城市の具体化に向けた取り組みについてをお伺いしたいと思います。

そして、今回、後になりましたが、昨日に引き続き、東日本大震災でお亡くなりになられた方、また被災された方に対し、心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を心からお祈りしております。

それでは、質問席より行わせていただきます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 それでは、よろしく願いいたします。

政府は、先ほど申し上げましたように、2019年10月1日からスタートされます幼児教育の無償化制度というのを、2019年2月12日、子ども・子育て支援法改正案として閣議決定をされました。このたびの幼児教育の無償化は、家庭の経済的な負担を減らしつつ、全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにと、その趣旨は幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基盤を培う幼児教育の重要性としています。そんな中、対象者や対象範囲というものは、幼稚園、保育所、認定こども園など、幼稚園の預かり保育、また認可外保育施設などがあります。3歳から5歳の児童は原則無償化でございますが、私立の幼稚園の一部は一月2万5,700円、認可外施設やベビーシッター、病児保育などのサービスは月3万7,000円が上限、ゼロ歳から2歳児は月4万2,000円まで補助をするという、そして、認可外保育所は、基準外でも5年間は経過措置として無償化の対象となるとされています。

財源の負担のあり方は、消費税増収分を活用し、必要な地方財源を確保する。また、就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについては、利用料を無償化。そして、幼稚園、保育所、認定こども園など、これらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とするということでございます。このように施策の背景には2015年に、これは統計でございますが、国立社会保障・人口問題研究所第15回の出生動向の基本調査、これは夫婦調査でございますが、その夫婦調査によりますと、理想の子ども数を持たない理由に、30歳未満では76.5%、30歳から34歳は81.1%が、子育て教育にお金がかかり過ぎるからという、そういった回答をしています。また、内閣府の政策統括官、平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」では、20代、30代の男女を対象に、どのようなことがあればあなたはもっと子どもが欲しいと思うと思いませんか。こういった問いに対し、将来の教育費に対する補助が68.6%、幼稚園、保育所などの費用の補助が59.4%となっています。

午前中に谷原議員から、保育所についてのご質問がなされましたが、それに対しましても、来年度、葛城市は、まず第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画、それに先駆けて人口ビジョンの調査結果を照らし合わせて施策を計画していくというふうにご答弁をされておられます。保育所の実情というのは、先ほどの答弁にありましたように、非常に厳しい状況にある。保育定員が850人に対して希望者数は922人と、定員の弾力化運用制度の中で対応されているということでしたが、それでも幼児にとってその保育環境は、弾力化制度を使うということは、それだけの面積が狭くなるというふうに捉えてよいと思います。実際にこれから平成31年度の待機児童というのはある程度予想されるということになっておりますけれども、その実態についてお伺いをしたいと思います。

藤井本議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 保健福祉部の中井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま川村議員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市内の保育所、園の平成31年4月1日入所希望の方で、いまだ入所決定できていない人数は16名でございます。それ以外に、年度途中で入所は可能なら入所したいという希望をお持ちの方が11名おられますのが現在の状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 今、平成31年度の保育所の待機人数というのをご答弁いただきましたけれども、本当に保育所のニーズの現状というものは、今、保育所だけで対応していくということの難しさというものがぼちぼち感じられていくということでございますが、今回の無償化制度の導入に至りまして、これからどのような状況になっていくかということでございますが、今の待機児童の数からも、これまでは多分、葛城市の待機児童というのはゼロに近い状態であったというふうな今までの推移というのは、これまでも私の一般質問で聞かせていただきましたけれども、多分、待機児童はなかったと捉えてよかったと思います。もうそう言ってもらえない状況になってきたということでございますが、私も非常に心配をいたすところでございます。

平成27年に、子ども・子育て支援新制度というものができました。その折も私、このテーマで質問させていただきましたが、つまり、今回、保育所の事情はもちろん鑑みて、幼稚園の中で、例えば、新制度の中に組み込まれておりました幼稚園の延長保育、つまり預かり保育という名前になっておりますけれども、預かり保育とは、保護者の希望に応じて4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜日、日曜日、長期休業期間中に幼稚園において教育活動を行うもの。また、従来から地域の実情に応じて、個々の幼稚園の判断で実施されてきたが、平成12年からは、施行された幼稚園教育要領において初めて位置づけられた。幼稚園教育の指導要領上は、教育課程に係る教育時間の終了後に、希望する者を対象に行う教育活動と表現されています。預かり保育のニーズの背景は、都市化で子どもが同年代、異年齢の仲間と遊ぶ場、機会が減少している。そして核家族化が進んでいる中で、男女共同参画社会の進展によって親からの託児ニーズが非常にふえている、そういったことがあります。そして近年は、政府の少子化の社会対策の中で待機児童解消策の一環として推進されてきたという側面もございます。そういったことを鑑み、幼稚園における子育て支援の充実を図るため、平成13年、文科省大臣が決定しております預かり保育の推進。推進という言葉でまだなっているところなんですけど、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、通常の教育時間の前後や長期休暇中などに行われる預かり保育を推進するため、私立幼稚園に対する特別補助の充実を図るとともに、公立幼稚園の財政基盤の強化に努めるとあります。

今回の保育無償化が進んでいきますと、幼稚園教育の部分で2万5,700円の枠で無償化に、預かり保育を利用すれば3万7,000円が上限となり、無償としての補助が受けられます。もちろん自治体からは、保育が必要とされる家庭という認定を受ける必要があるということでございますが、また、さらに、これとは別に、保育所が行う一時預かり保育というのは別に

あるんですけども、今この話と一緒にになるとややこしいので、今回は幼稚園が主に行う園児を対象にする一時預かり保育というのもあるということで、まず、一時預かり保育という事業、そして今言ってる一時預かり事業の外枠の部分です。預かり保育の中に一時預かり事業があるという、そういった集合円になっているということを捉えていただきまして、現状、葛城市では、預かり保育、そして一時預かり事業ということについての内容はどのようになっているかというのをお尋ねしたいと思います。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご質問の、預かり保育と一時預かり事業ということでございますが、ただいま預かり保育につきましてはご紹介いただきましたが、もう一度私の方から説明申し上げます、幼稚園における預かり保育でございますが、これは、保護者の希望に応じまして、幼稚園に定められております標準の教育時間を超えて教育活動を行うものでございます。これまでから私立の幼稚園や地域の実情や保護者のニーズ、あるいは待機児童解消策の一環として、他の市町村で預かり保育を実施している公立の幼稚園があるようでございます。しかしながら、本市におきましては、これまでから市内にある私立の保育園や葛城市立の保育所との関係から実施していない現状でございます。

次に、幼稚園の一時預かり事業の状況についてでございますが、これにつきましては、平成28年2月に、葛城市立幼稚園一時預かり実施要綱を定めまして、同年4月から実施しているものでございます。その内容といたしましては、まず目的として、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった児童を市立幼稚園において一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることとしております。対象となる児童は、現に幼稚園に在園している児童としておりまして、一時預かりの実施日は、土曜日、日曜日、祝日、冬休み、春休み以外の日ということでございまして、幼稚園の通常の登園日と夏休み期間が実施日となっております。また、一時預かりの実施時間につきましては、通常の登園日は午後4時30分まで、夏休み期間中は午前9時から午後4時30分までとなっております。利用料につきましては、4時間以内が日額400円、4時間を超える場合は日額800円となっているところでございます。

次に、一時預かり事業の利用状況でございますが、平成29年度の状況を各幼稚園ごとに申し上げますと、新庄幼稚園では利用者は2人で、利用回数が、4時間以内が5回となっております。次に、忍海幼稚園ですが、利用者は3人で、利用回数が、4時間以内が12回となっております。次に、磐城幼稚園ですが、利用者は5人で、利用回数が、4時間以内が23回となっております。次に、當麻幼稚園でございますが、利用者は10人で、利用回数が、4時間以内が37回、4時間超が3回となっております。新庄北幼稚園につきましては、利用がございませんでした。

続きまして、平成30年度の状況でございますが、平成31年2月末現在で、まず、忍海幼稚園ですが、利用者は2人で、利用回数が、4時間以内が8回となっております。次に、磐城幼稚園ですが、利用者は1人で、利用回数が、4時間超が1回となっております。次に、當

麻幼稚園ですが、利用者は3人で、利用回数が、4時間以内が14回となっております。新庄幼稚園と新庄北幼稚園につきましては、現在のところは利用がないという現状でございます。以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 今、預かり保育、そして一時預かり事業、これは幼稚園型といいますか、この内容についてご答弁をいただいたわけですが、平成28年の子ども・子育て新制度の移行に伴いまして、今、一時預かり事業というのは、保護者の就労に関係なく、そういった事情ではなくて、先ほどご説明いただいた内容の中で、在園児をそのまま延長して預かっていただくと。その申し込みが今のような実態であったということでございます。

預かり保育の方は、就労ということも含み、多様な保育ニーズに対しての対応ということですが、これまでも葛城市の保育園が待機がないということで、そこまで踏み込んでいただかなくてもいいといったような状況も考えてなかったのかなというふうに、私は勝手に推測してるわけですが、ちょっとややこしいんですけども、このほかに先ほど言いました保育所の一時預かりというものもあるんです。保育所の一時預かりというのはどういうものかという、保育所に入所してなくても、もし、預かる事情を申し込まれたときは預かり保育を短時間しますというような内容のものですが、これも実際に私立の方ではしていただいているようですが、公立は、先ほど谷原議員の保育士の不足によりまして、なかなかそこまで踏み込めてないという状況ということで、難しい状況になっているのかなと思うわけですが、今現在は一時預かり保育の保育所版はあまりされてないというような状況であると思います。

今回は幼稚園の一時預かり事業と預かり保育、ややこしいんですけども、預かり保育に対しましては、多様な保育ニーズということで、就労も含めた形で預かっていただける体制であるという枠であるというふうに皆さんご認識いただいたらいいと思うんですけども、実際過去に、子ども・子育て支援新制度ができるまでは、葛城市では幼稚園児の年中さん、それから年長さんが、学童保育所に預けることができたんです。これは、皆さんもご記憶あるかと思うんですが、その際は、もちろん学童保育所ですので、小学校のお兄ちゃんたちが預けられるので、弟さん、妹さんたちも預けてもらうというような流れがあったようでございますが、過去に私たちの先輩である議員が、この学童保育の入り口をつくっていただいたという、非常にそこに対して敬意を表したいところでございますが、安い金額で学童保育は2,000円という形でまだ推移していただけてますので、本当にありがたい保育の環境であるということだったんですが、これが今、小学校1年生から6年生までにかわりました。ということは、この支援制度ができたときには、幼稚園児の学童保育に預けられるという枠はなくなってしまったんです。それまではずっと預かっていただいたという中で、この受け皿をどこに、私は、その代替で預かり保育というものができてよかったなというふうにそのときは思わせていただいたんですけども、実際にはその枠はもうほぼ消えてしまったような状況になっていると思います。今、就労を理由ではないけれども、一時預かり事業をこんな形で、先ほどのご答弁にありましたように、保護者のニーズに合わせてやっていただいているという

ことですが、今般、就労を理由として幼稚園型の預かり保育というものを、新しい制度で利用していただける枠を更に確立していただいているということで、保育所が本当にこれからパンクしていくかなという心配の中で、幼稚園もその枠を考えていただきたいということで今回、私質問させていただいたんですけども、まず、この新制度に影響されたかどうかはわかりませんが、平成31年度の幼稚園の入園希望者についてお伺いをしたいと思います。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 平成31年度の幼稚園の入園希望者の状況についてでございますが、各幼稚園別に申し上げますと、新庄幼稚園の3歳児が45人、4歳児が2人、5歳児が2人で、在園児と合わせました人数が、3歳児が45人、4歳児が42人、5歳児が63人となる予定でございます。

次に、忍海幼稚園につきましてですが、入園希望者の3歳児が19人、4歳児、5歳児はなしということで、在園児と合わせました人数は、3歳児が19人、4歳児が19人、5歳児が14人となる予定をしております。

次に、新庄北幼稚園でございますが、入園希望の3歳児が7人、4歳児が2人、5歳児がなしということで、在園児と合わせました人数は、3歳児が7人、4歳児が12人、5歳児が10人となる予定をしております。

次に、磐城幼稚園でございますが、入園希望の3歳児が44人、4歳児が7人、5歳児が3人で、在園児と合わせました人数は、3歳児が44人、4歳児が49人、5歳児が57人となる予定をしております。

最後に、當麻幼稚園でございますが、入園希望の3歳児が7人、4歳児が1人、5歳児が2人で、在園児と合わせました人数は、3歳児が7人、4歳児が10人、5歳児が17人となる予定をしております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 ご答弁ありがとうございます。今、幼稚園は葛城市全て3年保育ということで、年少、年中、年長と。3歳児、4歳児、5歳児という今、表現をしていただきましたけれども、3歳児が新しく入園するという形。既に4歳児、5歳児は、前年度の繰り上がっていくという形で、人数的にはそこにプラスされるということでございますけれども、3歳児の入園の動向を今聞かせていただきますと、やはり幼稚園の入園というのが減ってきていると分析できないでしょうか。制度導入によって減少してるのかどうかと関連づけるのはまだ早いかもしれませんが、共働きという多様なニーズの中での保育ニーズ、そういう保護者の要望というのは無視できないわけでございますが、これまでも幼稚園に行かせる保護者と保育所に行かせる親というのは、それぞれ費用のことも鑑みていろいろと選択をされてきたという経緯があることは皆さんご承知だと思います。ただ、今回、幼児教育に対して無償化になっていくとなってくると、みんなそれを機に共働きしようかなとか、いろんな制約から解放される部分もありますし、それでも私は幼稚園にやって、子どもたちをきちっとした時間に迎えに行くという保育をされる方も、それはさまざまいらっしゃると思います。ただ、こういったお金がかかるということに対しての今回の制度導入、そして、また、男女共同参画の中

の社会進出ということも含め、共働きをこれからしていこうという意思のもとに保育料無償化は大変ありがたいことやと保護者の方々が思っていたいて、また身辺、いろんなこれから皆さんもさまざま保育とともに生涯を送る計画を立てていかれると思いますが、そんな中、やはり今回のデータは無視していけないというふうに思うわけでございます。

次年度に向けて、このデータをもとに応急的に、これ、今の葛城市の保育環境を急にどうするということはないんですが、平成27年に新制度ができて、いろんな受け皿がもう既にでき上がっている。その受け皿をどう利用していったって、当面この状況を解消していくかというふうな考えを持っていただいているならば、今回の幼稚園の預かり保育というものをこれからはしっかりと考えていっていただく、前向きに進めていただくということも1つの方法ではないかというふうに私は思うわけでございます。

なかなか幼稚園の預かり保育を拡大しても、保育園の8時間から11時間の保育にはかきませんが、ただ、例えば4時間の保育、2時に幼稚園は大体帰るんですね。2時に帰って、そこから4時まで働きたいお母さんが2時間の延長保育をお願いして、4時には迎えに行けるわというような、そこに就労を伴うということに鍵がかかってしまったら、なかなかそこからは前に行けない。保育ニーズというのはどこにあるのかなというところをもう1回検討していただきまして、ぜひとも幼稚園の預かり保育を拡大していただきたいというふうに進めていただきたい。まず進めていっていただいて、対応していただきたいというふうに思うわけでございます。

幼稚園が変わっていただかねばならないという預かり保育に対して、先ほども保育士の不足等ございましたが、幼稚園の先生、幼稚園教諭についての確保はどうかというところにも1回伺いしておかないといけませんので、ご答弁をお願いいたします。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 幼稚園教諭の確保ということでございます。幼稚園教諭の確保ということにつきましては、保育所の保育士と同様に毎年苦慮しているところでございます。正職員につきましては、人事担当課におきまして採用試験を実施し、採用していただいておりますが、応募者自体が年々減少しているというような状況でございます。また、講師や嘱託、非常勤職員の教諭につきましては、担当課であります学校教育課や各幼稚園で確保に努めているところでございますが、なかなか予定している人員が確保できない状況にある状況でございます。以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 葛城市においては、なかなか幼稚園教諭の確保も難しい、保育士も難しいと。正職員であるという枠で、他市に比べてどうかのかとかいうのも、私、そういった保育士や幼稚園教諭の確保をかなり積極的に進めている自治体の話もお伺いをします。葛城市、来ないんです、来ないんですという話をずっと聞かせていただくんですが、来ていただくような状況というのは、これからいろいろ任用制度等でご検討いただくということで、しっかりと確保するための体制というのはもちろん考えていただかないといけないんですけれども、やる気のある市は、なかなかしっかりと確保していったらという、そういったお話も聞かせていた

だいておりますので、ひるまないでしっかりと確保に努めていただきたいということは、まず要望させていただきます。

今回、磐城幼稚園の建替計画もございます。これからこの制度導入と入園者数から見て、箱物はしっかりとできるんだけど、その箱をどういうふうに活用していくのかということも含めまして、教育長、幼稚園の管轄でございますので、今回は保育の厚生労働省管轄ではなくて、教育委員会として幼稚園というところの位置づけをどのように考えていらっしゃるかということをご答弁いただきたいと思います。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。よろしく申し上げます。

今のご質問に関してなんですけれども、ご承知のように、私、新庄の方で長年教師をしておりまして、やめたのが平成27年3月31日ということで、思い出しますと、平成25年、平成26年とかかわって、新庄幼稚園の新築をしていただきました。そのとき私、園長をしておりまして、その設計とかにかかわったんですけれども、何を言いたいかといいますと、そのときは、葛城市は3歳児保育はしないと断言されたんです。だから、4歳児、5歳児だけを考えていいんですねということで今のあの建物を建てていただいたんです。いいものを建てていただいたなと思って、退職して帰ってみると、3歳児が入るんやということになりました。幼稚園教育も本当に2年、3年で大きく変わる。私、教育長に就任させていただいて2年4カ月ほどになるんですが、その間に今度は、今年10月から幼児教育の無償化になる。こうなってくると本当に目まぐるしく変わって、現在の幼稚園をどうするかということも大事ですけど、今後どうしていくかということがすごく大事なというふうに思います。

今までは幼稚園と小学校の接続をどうしていくかというあたり、それとか、幼稚園の特別支援にかかわる子とかをどのように預かっていくかということに力を入れていったわけなんですけれども、今後は保育園との関係、保育の方にも力を入れていかなければならないのではないかなというふうな感じがしております。ただし、私、新庄小学校の校長等をさせていただいて、旧新庄町の出身でございます。旧新庄町の場合は、私学の保育所は3つありまして、その私学の保育所との関係等もじっくりと考えていかなければならないのではないかなと。長年、私が新庄町で教諭、それから校長等をさせていただいても、幼・保のことを余り考えなくてもよかったのは、新庄町の場合は、私立の保育所と公立の幼稚園ということが住み分けができていて、それぞれ役割分担をされていたというようなことで、保育園は保育園で頑張っていたらええし、幼稚園は幼稚園で頑張るぞという状況だったんですが、きょうの答弁でもあったように、だんだんと葛城市全体を見てみると、待機児童の数も2桁になってきているということでございますので、幼稚園も幼稚園の独自路線を歩くのではなくて、いかに協力ができるかという方向を探っていきたいというふうに思っております。

加えて、葛城市の方の、特に新庄地域で3歳児保育が始まってまだ2、3年でございますので、さまざまな預けておられる保護者の方の不満とか希望も聞いておりますし、そこも考慮に入れながら、今後、預かり保育とかをしていくときに、保育園の預かり保育と幼稚園の預かり保育の中身は違うと思うんです。その辺のあたりもじっくり研究をさせていただいて、

本来は保育園の方で行かせたいんだけど、こうしてもらったら幼稚園の方も預けられると、そういうふうな道も探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。教育長もそうやって前向きに考えていただくということは、私もきょう一般質問させていただいて本当によかったと思っております。もちろん新庄の保育環境は、私立の保育園が頑張っていたおかげで、これまでも待機がなく、順調に預かっていた、そういった実績を、大変心から敬意を表しております。ただ、そうは言ってもらえない状況になるということを今回は訴えさせていただきたかったのでございますが、本当に今言う幼稚園の預かり保育は、幼稚園の園児がそのまま、幼稚園教育を受けながらももう少し保育の部分も含めた預かりをしていただくと、いろいろと今言ってる保護者のニーズにかなってくるという観点から、もちろん幼稚園を選んだという保護者の皆さんに、少し優しい対応になっていくということでございます。また、保育所の一時預かりは、入所している園児ではない人を一時的に預かっていただくという環境整備をするという部分でございますので、今言う幼稚園の預かり保育は、幼稚園にやってる保護者にとってはとてもありがたい形になっていけばいいし、それをきっちりと選べる、保育料の無償化の中にも、その延長保育を少ししても3万7,000円までの枠で使えるよということでございますので、非常に多様な保育の環境になっていくということは大変うれしいことだと思っておりますが、当然、預かっていただいて、親は親の使命、義務をしっかりと果たしていただくということもここに申し添えさせていただきたいと思っております。決して何でもかんでも預かったらよというような状況ではないと。みんなして子育てをしていく、これからの若い世代にしっかりと子育て支援をしていくよという温かい気持ちの中でこの環境整備をしていただくということは大前提でございます。

全国的にも県内においても、今よく耳にされます認定こども園というのがふえてまいりました。葛城市には認定こども園をまだつくる環境では、十分そこまでは充足された中で作る必要がないという経緯で今までは来させていただけましたけども、子育てのこれからのニーズに合わすと、そのようになってまたいくのだろうかということも我々もいろいろと危惧しているわけでございますが、葛城市においてもこれから人口が、今現在は微増して、これからの5万人構想の中で、多分保育ニーズというのは欠かせない、行政としての環境整備だと思っております。

市長の施政方針の中の1ページ目に、今こういう内容で書かれておりました。国におきまして、平成31年10月からの幼児教育・保育の無償化の方針が示されました。これにより、子どもを預けて働く人の増加が見込まれ、保育所、幼稚園への入所、入園希望者の増加が予想されることから、本市では保護者のニーズに合った保育サービスの充実を図り、待機児童解消に向けた保育士の確保に努め、施設の建設計画についても検討してまいりますと書かれています。1ページ目に書かれているということは、非常に葛城市が子育てに優しいまちということをアピールされていると私は解釈しましたが、これから若い世代が必要としているも

のいち早く目を向けていただいて、やっていただきたいということを切に願ひまして、阿古市長の今後に向けた、無償化に伴う具体的な取り組みについてのご所見を伺いたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問ありがとうございます。非常に懸念している部門でございます。今回、消費税10%の増税に当たりまして、急遽、保育並びに幼児教育の無償化が織り込まれてしまいました。当初の予定でしたら、学童保育、次年度に幼稚園、3年度に保育所等の整備を段階的に行うという前提で実は考えておりました。でも、国の大きな急遽による方針転換でございますので、それに対応すべく、平成30年12月議会に、それに対する検討を重ねるための予算を計上させていただいたわけでございます。本来でしたらそういう検討予算といいますのは当初予算で組むべきものなんですけども、たとえ数カ月でも早くその解決策を見つけ出すための予算づけでございました。

この議論は、2つの観点からやはり考える必要があると思っております。1つはハードの場面、それと、もう一つはソフトの場面でございます。ハードの場面でいいますと、新しく必要量の保育所なりを確保するののかという話になります。当然、単年度ではできませんので、複数年かかる事業でございますが、それと、もう一つは、ほかの議員からもご質問ありました、保育士さんの人材確保の問題でございます。この2点が非常に大きな問題であるということでございます。そこにたどりつくには、当然2年ぐらいは最低でもかかる。もしくは3年かかるかもしれないような事由でございますので、そこにたどりつくまでの経過措置としてどのような対応をとっていくのがいいのかということの1つの参考意見として今、聞かせていただいたわけでございます。まだまだ、これ、検証を重ねませんと実際にどのような方式でやればいいのか。

議員ご指摘の、認定こども園の話でございます。先ほど教育長の方から話ありましたように、旧新庄町では私立、旧當麻町では公立という形の保育所の整備をしておりますし、それも新しく整備をするに当たっては、公私どちらがいいのかという判断もまたあります。形態もあります。全ての総合的な検証を重ねた上での整備事業になると考えております。できるだけ早い時期に対応できるように、残念ながら、今年度につきましては、保護者の皆さん方が100%望むような保育をできない状況になっております。前年度でも1桁台の待機児童がいたわけなんですけども、今年度は2桁台に上るということでございますので、それをいち早く、まずは解決できる方法を模索したいと考えております。まず一番最初に手をつけないといけないのは、保育士の確保やと思います。そのことにつきましては、賃金等の予算づけを、実は平成31年度当初予算に見越しております。考え方として、いろんな分析を保育所等で子育て福祉課を中心にさせていただいております。今現在、市内にも保育士の資格を持ったお母さん方が数多くおられます。にもかかわらず、保育所に就職されることはない。もしくは、その資格を持ちながら、ほかの業種に勤めておられる方もおられます。じゃあ、何が問題なのかということでございます。そのような問題点も洗い出した上での対応になると思います。ある種、経過的な対応とこれからじっくりと作戦といいますか、その動向を見きわめながら

組む2段階の構えでの考え方を持っております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 今、市長からは、本当に具体的にいろいろと考えていく段階というか、それとともに、これから大きな構想の中でも、その間休止するわけにはいきませんので、段階的に進めていく方策として、いろいろ施策として考えていくというご答弁でございました。ぜひとも、今その具体的な内容について検証していただきまして、前に進めていっていただきたいことを希望させていただきます。

保育士や幼稚園教諭の確保というのは、これから一番の課題になるというふうに言っています。幼保一体という考え方は、保育の環境の拡大につながるということはもちろんでございますが、私、よく言うんですが、私たち議員の研修にもいろんなところに行かせていただきました。厚生文教常任委員会の研修などでは、特に先進地の中で福祉部と教育部の連携が非常によくできているところにも何度か行かせていただいたんですが、珍しいことにはなっておりません。学童保育自体も今、福祉部の担当でいいのかとかいうところも、教育部が担当してもおかしくないのではないのかなとか、我々なりにそう思うわけですが、そういったことも含めて、これから本当に福祉部、教育部の連携を非常に密にさせていただいて、関係の部署がどの所管にあるのが一番よいのかということも含めまして、ぜひご検討いただきたいと思います。

そんな中で、こども未来創造部ができ上がります。ここの部も福祉部連携部局にぜひともなっていたきたいというふうに期待を申し上げます。福祉部と教育部の連携ということは、前回、私も質問させていただいた障がい者のいろいろな保護者とかかわりの中にも福祉部と教育部の連携というのが非常に大きな、子育てには欠かせない連携になってくると。決して無駄にならない連携だというふうに思わせていただきますので、ぜひともその部分からしっかりと前に進めていただきまして、児童保育の無償化につきまして、葛城市モデルをぜひつくり上げていただきたいと思います。

今回、私の質問は以上で終わらせていただきますが、どうぞ10月から、にこにこ笑う子どもたちが葛城市の中でお会いできますことを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

藤井本議長 川村優子君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。

なお、あす13日から22日までの間、各常任委員会また予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時15分